

# 子や孫に平和な未来を残すために

## ～安全保障法制改定法案の内容と問題点～

安倍内閣は5月14日、集団的自衛権行使を容認する安全保障法制改定法案を閣議決定し、翌15日、国会に提出しました。

その国会では、6月4日、衆議院憲法審査会に参考人として招かれた憲法学者3名が全員、この法案の内容は憲法違反であるとの意見を述べています。立憲主義に背き、国民の意見を聴かないで憲法の基本原理である平和主義を破壊してよいのでしょうか。

私たちが子や孫の将来にも関わる重大な問題を市民の皆様と一緒に考えるために、憲法学者による講演会を企画しました。

平和な未来のために、一度立ち止まって一緒に考えてみませんか。

多くの市民の皆様のご来場をお待ちしています。

**参加無料**

**事前申込不要**

日時

平成27年 **7月21日** 火

午後6時30分～午後8時30分(午後6時開場)

会場

**遊学館** ホール

山形市緑町1-2-36 TEL: 023-625-6411

※ 県営駐車場をご利用の方は、駐車券をお持ちいただき、おいでの際とお帰りの際の2回、1階正面玄関に入って左手の受付で駐車券を提示していただく、最大2時間分の駐車料を無料割引できます。

講師

**青井 未帆氏**

(学習院大学法科大学院教授)

〈講師紹介〉

東京大学大学院法学政治学研究科博士課程単位取得退学。成城大学法学部准教授などを経て、2011年より現職。

研究テーマは、憲法上の権利の司法的救済、憲法9条論。著書に、「憲法を守るのは誰か」(幻冬舎ルネッサンス新書、2013年)、「国家安全保障基本法批判」(岩波ブックレット、2014年)、「集団的自衛権の何が問題か——解釈改憲批判」(共著、岩波書店、2014年)など多数。

**主催：山形県弁護士会**

**共催：日本弁護士連合会・東北弁護士会連合会**

〈お問合せ先〉023-622-2234

